

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

(目 次)

1	耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表内容	1
2	集計表（安全性の評価結果）	2
3	耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表	
(1)	用途ごとの公表一覧表	
ア	不特定多数の者が利用する大規模建築物	
	・ 百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3
	・ ホテル・旅館	
イ	避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	
	・ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	
(2)	附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価	4
	附表2 記号の説明	5

1 耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表内容

- 1 経緯 平成25年の改正耐震改修促進法により、病院、店舗、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、小・中学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等のうち、特に耐震化が進んでいない大規模なもの（以下「耐震診断義務化対象建築物」という。）について、所有者は耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。焼津市は、その結果を公表する。

2 耐震診断義務化対象建築物

分類		用途	規模	
			階数	床面積
ア	不特定多数の者が利用する大規模建築物	病院、店舗、ホテル・旅館等	3以上	5,000 m ² 以上
		体育館	1以上	5,000 m ² 以上
イ	避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	小学校、中学校等	2以上	3,000 m ² 以上
		幼稚園、保育所等	2以上	1,500 m ² 以上
		老人ホーム等	2以上	5,000 m ² 以上
ウ	一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	危険物貯蔵場等	1以上	5,000 m ² 以上

3 内 容

- ア 建築物の名称、位置、用途
 イ 耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果
 ウ 報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期

※ 安全性の評価結果

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

安全性の評価	内容
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある
III	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い

2 集計表（安全性の評価結果）

この集計表は、焼津市内の耐震診断義務化対象建築物の安全性の評価を集計したものです。

（棟数）

分類	用途		合計			
			安全性の評価			改修工事中
			I	II	III	
ア 不特定 多数	百貨店、マーケットその他の 物販販売業を営む店舗					
	ホテル、旅館	1			1	
イ 避難 確保	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	5			5	
合 計		6	—	—	6	—

※安全性の評価が「Ⅲ」の建築物は、耐震補強済みです。

3 耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途毎の公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

・ホテル・旅館

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	内容	実施時期	
1	焼津グランドホテル 南館	静岡県焼津市浜当目1489番地 他4筆	ホテル	①	$I_s/I_{s0}=1.010$ $C_{TU} \cdot S_D=0.62$	Ⅲ		

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

・小学校・中学校・中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	内容	
1	焼津市立焼津東小学校 東校舎	静岡県焼津市栄町5丁目456,470,161-1	小学校	①	$I_S/I_{S0}=2.05$ $C_{TU} \cdot S_D=1.27$ Ⅲ			
2	焼津市立和田中学校 校舎	静岡県焼津市田尻1983,1984	中学校	①	$I_S/I_{S0}=1.98$ $C_{TU} \cdot S_D=1.22$ Ⅲ			
3	焼津市立港中学校 校舎	静岡県焼津市田尻北584,他49筆	中学校	①	$I_S/I_{S0}=2.15$ $C_{TU} \cdot S_D=1.052$ Ⅲ			
4	焼津市立豊田中学校 校舎	静岡県焼津市小土301-2、他47筆	中学校	①	$I_S/I_{S0}=1.98$ $C_{TU} \cdot S_D=1.19$ Ⅲ			
5	焼津市立焼津中学校 校舎	静岡県焼津市焼津2丁目10-1,-2,-3	中学校	①	$I_S/I_{S0}=1.93$ $C_{TU} \cdot S_D=1.165$ Ⅲ			

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、下記の方法は、(1)用途毎の公表一覧表に記載があるものであり、それ以外の方法は記載を省略している。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
①	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
I_s	構造耐震指標	- 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 - 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する - 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
I_{so}	構造耐震判定指標	- 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 - 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に 0.6
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度 指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D)	- 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度（堅さ）」を確保するための指標 - 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると（地震時の倒壊は免れても）外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度（堅さ）」を確保
Z	地震地域係数 (地域指標)	- 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7 \sim 1.0$) - 静岡は $Z=1.0$
G	地盤指標	- 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数